

占領期における戦後教育改革理論の普及と地方軍政部：長崎県を事例に

松本，和寿

九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻（教育方法史）：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1905204>

出版情報：教育基礎学研究．7，pp.85-97，2010-03-31．九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室

バージョン：

権利関係：



占領期における戦後教育改革理論の普及と地方軍政部

～長崎県を事例に～

松 本 和 寿

はじめに

軍国主義・国家主義教育の除去及び教育の民主化を目指して行われた戦後教育改革は、六・三制の実施や教育委員会、教育長、指導主事等の設置、経験主義教育理論の普及など、学制、地方教育行政、教育方法等、多方面から戦後教育の再出発を促した。

それら戦後教育改革理論を、中央から全国の教育者に知らせめる方策の一つに1948（昭和23）年から8期にわたり実施された教育長等講習（以下 IFEL）があったことは周知のとおりである。

IFEL では、CIE の援助を受けて教育長や指導主事あるいは教科教育法等の職能及び目的別に講習が行われたが、その受講者は文部省や主管大学が行う選考を経た者¹であり、受講後は、IFEL で示された戦後教育改革理論を地方において伝達する役割を担った。² つまり、これが戦後教育改革理論をそれぞれの地方において伝達するシステムとなっていたのである。

しかし、IFEL 以後、受講者がそれぞれの地方において戦後教育改革理論をどのように伝達するかについては、1948（昭和23）年10月4日から実施された第1期 IFEL とほぼ同じ時期に立ち上げられた都道府県教育委員会の所管事項であるため、上述の伝達システムの「出口部分」は全国一様ではなく都道府県個々による違いが存在する可能性がある。

占領期の管理機構と都道府県教育委員会のかかわりについて、阿部彰は、「連合国軍総司令部（GHQ）を構成する中央の諸機関と、全国に分散配置された地方軍組織の二つがあり」³ 地方においては、「マッカーサーや GHQ が遠い存在であったのに対し、最も身近な存在として地方軍政部が意識される」⁴ という状況にあったとしている。

このことは、地方の教育行政担当者から見れば、自らが CIE 及び文部省から連なるシステムの末端に位置付くだけでなく地方軍政部の管理下に存在するという、言わば縦横二つの意思と相対する状況にあったことを表している。

地方軍政部には教育課が置かれ担当地方の教育行政に対する指導・助言を行ったが、その担当官の経歴には、軍人出身者や大学教授経験者、教育長、校長の経験者など都道府県ごとによりかなり違いがあった。また、教育関係の経歴を持つ者であってもその経験の程度には差が見られた。⁵ そのため、地方軍政部教育官の地方教育行政あるいは教育実

実践そのものへの「かかわり」の内容や質によって、IFELにより伝達された戦後教育改革理論の地方における普及には、個々に違った状況が存在したことが推察できる。

これまで、戦後教育改革に関する研究は、占領期の教育政策を GHQ と文部省との関係を中心に考究したもの、IFEL の講習種別ごとに講習内容や講習方法を明らかにしたもの、また、各教科の教育実践を教育方法史の立場から明らかにしたもの⁶など、数々の蓄積がある。しかし、IFEL で語られた戦後教育改革理論が地方でどのような方法によって伝達されたのかについて十分な関心が払われてきたとは言い難い。⁷

しかし、戦後教育改革は、学制改革に代表される教育制度、地方教育行政の組織化、学校における教育内容や教育方法など抜本的かつ広範なものであったため、その理論を中央から地方へ伝達するだけで、全国一様一律に実践化できるというのではなく、そこにも地方個々の事情が反映することによって差異が生じる可能性が存在する。そのため、戦後教育改革理論の普及について明らかにするためには、中央で語られたその理論について検討するだけでなくそれが地方でどのように伝達されたのか、また、地方軍政部教育官が地方教育行政担当者や学校の教員たちに対してどのようにかかわったのかについて検討することが必要であると言え、そのことにより、教育現場により近い視座から戦後教育改革理論の普及の実相を捉えることができると考えられる。

さて、地方教育行政と地方軍政部とのかかわりについては上述の阿部の研究が存在する。阿部の研究は教育行政史の立場に立つものであるが、阿部は地方教育行政と地方軍政部の関係を考慮することにより地方個々によって戦後教育改革の様相に違いが生じる可能性があることを指摘している。

そこで本論では、IFEL で語られた戦後教育改革理論が地方に伝達された方法及び戦後教育改革理論の普及に際する地方軍政部教育官の関与等を明らかにし、地方の立場から戦後教育改革の様相を捉えることを試みる。

その際、長崎県を事例とし、長崎県教育委員会発行の行政文書及び長崎県における教育雑誌記事等を用いながら、次の諸点について明らかにしていく。その第一が、IFEL で語られた戦後教育改革理論を地方の教育関係者たちに伝達した方法についてである。第二は、地方軍政部教育官の戦後教育改革理論の普及へのかかわりについてである。そして、第一、第二を踏まえ長崎県における戦後教育改革理論の伝達及び普及について考察したい。

1 長崎県における戦後教育改革理論の伝達

(1) 県教委主催「指導者講習」

長崎県教育委員会（以下、県教委）は、1948（昭和23）年7月15日の教育委員会法の公布施行を受け、10月5日の教育委員選挙を経て発足した。

県教委事務局調査室が、1949（昭和24）年7月に発行した『教育調査資料第1集』は、

B5版115ページにわたる手書きガリ版刷の冊子であるが、県内の校種別学校数や教員数、児童生徒数はもちろん、教員給与、県教委主催行事、県教委事務局職員名簿など、県教委草創期の状況を表す資料が数多く掲載されている。同書には、第2期 IFEL 実施後およそ1ヶ月にあたる1949（昭和24）年5月3日から6月5日までの5週間、県教委が「指導者講習」を実施したことが記されている。⁸ この講習会は長崎県内の教員を対象としたものであるが、対象者が、各郡市でカリキュラム作成の中心となる指導的立場の教員、小・中学校各20名と限定されているため、県内各郡市で選抜された教員が受講したものと考えられる。同書及び当時の新聞記事等から見出した他の所謂戦後「新教育」（以下「新教育」）関連の講習会の対象者が、一般の教員を対象とし広く受講者を集めていたことを考えれば⁹、この「指導者講習」が県内各郡市の教育活動の中心となる教員層へ向けた特別な講習会であったことが推察できる。¹⁰

また、「指導者講習」では、県教委事務局職員7名が中心となり指導に当たったが、その構成や講習日程等を見れば、この講習が IFEL で語られた戦後教育改革理論を長崎県の教員に伝えるための講習であったことが分かる。

(2) 「指導者講習」と IFEL との関連

「指導者講習」は、次の日程により行われた。¹¹

まず、指導者と IFEL の関連について見てみたい。ここにある金子、重藤、伊東、長田、柴田、小林、戎本の7名の役職を『教育調査資料第1集』にある県教委職員名簿で探すとそれぞれ学校教育課長、指導主事、研修所員等の職に在ったことが確認できる。¹²

また、IFEL 受講者名簿¹³で7名の IFEL 受講歴を調べたところ全員が受講者であり、このうちの4名が第1期、3名が第2期 IFEL を受講していることが確認できた。「指導者講習」は第2期 IFEL の実施1ヶ月後に行われたため、第2期 IFEL の受講者3名は、受講後すぐにこの講習会の準備に取りかかったことになる。

次に講習日程と IFEL の関連について見てみたい。「指導者講習」の期間である5週間は IFEL の講習期間の最大12週間よりは短い、5週間という期間は、現職の教員が学校を連続して離れる期間としてはかなり長期と言える。

講習スケジュールを見ると、午前中に講義2コマ、午後はディスカッションとワークショップを行うのが基本的な1日の日程である。午後の日程が特徴的であるが、次に示す IFEL の日程と比べて見る。

これは、第3期 IFEL 京都会場における教育長等講習のある1週間の日程である。第3期 IFEL の開催は、1949（昭和24）年10月10日から12月23日までであり、「指導者講習」の4ヶ月後にあたる。「指導者講習」の前に行われた第1期と第2期 IFEL の講習日程は明らかでないが、文部省が第4期 IFEL までの概要をまとめた『教育長等講習報告書』には、次に記す第3期 IFEL の日程が講習日程の代表例として紹介されているた

指導者講習日程表（長崎会場）自 5月16日 至 6月18日

週	日	曜	科 目	9:00～10:30		10:40～12:00		13:00～15:00	15:10～17:00	
				講 義		講 義		ディスカッション	ワークショップ	
				小学校	中学校	小学校	中学校			
一	16	月	新教育原理	開講式 特別講演（マクラテイ教育官）						
	17	火		民主主義と学校・児童と社会	金子重藤	学習活動の目標・小学校の目的	金子重藤	特別班編制、研究問題設定 受講上の注意、其の他		
	18	水		小学校のカリキュラム		小学校の教授法				
	19	木						CIE 図書館見		
	20	金								
	21	土						体育祭見学		
二	23	月	教育の社会的基礎	我が国の基本的社会構造	伊東		同上	学校図書館の運営 (特講木村図書館長)		
	24	火		教育問題の社会基底 教育の社会計画						
	25	水		カリキュラムと コミュニティスクール						
	26	木		特講 教育社会学（徳永経専教授）						
	27	金		特講 九原則と国民生活（真崎主事）						
	28	土		特講 社会教育について（伊藤社会教育課長）						
三	30	月	児童心理・青年心理	序説（教育心理学の性格、児童・青年の発達、青年期の情緒）				長田		
	31	火		同 上						
	1	水		社会的及び情緒的発達、不適応、青年期の精神衛生					特講 教育の諸問題（小松）	
	2	木		同 上						
	3	金		学習について（原理、種類、動機付け、教科の心理）					特講 青少年防犯について (防犯課池田氏)	
	4	土								
四	6	月	ガイダンスと評価	指導の必要と意義	指導の必要性	小学校同左	柴田	中学校同左	小林	
	7	火		ガイダンスの内容及び方法	指導の実施計画					特講 性格判定について (町井)
	8	水		同上	指導の方法					
	9	木		同上	ホームルーム					
	10	金		学籍簿通知表	評価の意義					
	11	土			評価の方法					
五	13	月	カリキュラムと教授法	新教育とカリキュラム	重藤	小学校同左		中学校同左	重藤	
	14	火		カリキュラムの意義						
	15	水		コア・カリキュラムについて						
	16	木		カリキュラム編成の原理方法						
	17	金		新しいカリキュラムによる学習指導法						
	18	土		閉講式						

（原文縦書：空欄には内容の記述なし）

第3期 IFEL 京都会場（教育長講習）第5週の日程¹⁴

		午 前				午 後			
		A 班	B 班	C 班	D 班	A 班	B 班	C 班	D 班
11.7	月	中学校の組織と管理（秋山）				workshop	workshop	visiting	libraryday
11.8	火	中学校の組織と管理（秋山）				workshop	workshop	visiting	libraryday
11.9	水	中学校の組織と管理（秋山）				workshop	workshop	visiting	libraryday
11.10	木	中学校の組織と管理（秋山）				workshop	workshop	visiting	libraryday
11.11	金	中学校の組織と管理（秋山）				Free study			workshop
	土	自 由 研 究							

（土曜日は日付の記載なし。「指導者講習」との比較のため形式を一部変更している。）

め、これが第4期までの IFEL の講習日程の基本と判断してよいであろう。

両者とも午前中が講義、午後は基本的にワークショップという日程であり、このことから、「指導者講習」が IFEL の実施形態を模して行われたことが推察できる。講習の実施に際し、県教委は受講者に「講習員は誰でも何か一つはワークショップで特別研究するように」¹⁵ との指示を出しており、午後は、受講者が個々の課題について研究し合う時間として設定されていたのであろう。

ただし、「指導者講習」では、午後、ディスカッションとワークショップが別々に位置づけられているが、IFEL の午後の日程はワークショップのみである。IFEL の講習形態は原則として午前がリソース・レクチュア、午後がグループ研究に大別され、グループ研究は IFEL の活動にとって最も重視されるものであった¹⁶。また、グループ研究については、「午後は各講習種別毎に、20人から30人位の小さなグループに分かれ、小さな教室でそれぞれ自由な題目について相互討論（ディスカッション）を行った」「講習の方法も、単に講師の講義を聞くばかりでなく、ワークショップのような新しいやり方やディスカッション・メソッドなどに就いて実際のやり方を会得したことは大きな収穫であった」という記録¹⁷が残されている。さらに、IFEL の午前中の活動は、リソース・レクチュアとなっているが、これもいわゆる講義に終始するのではなく、9時から10時20分までが講義形式、その後10時30分が講師を中心としたディスカッション、そして12時までは受講者のみでディスカッションが行われた。

つまり、IFEL では方法論の一つとして整理されていたディスカッションが、「指導者講習」では、独立した時間として配置されていたことになる。これは、この期の日本人にとってディスカッションという方法が目新しかったため、本来は、方法論の一つであるはずのものが目的化したためと考えられる。

最後に講習内容を IFEL と比べてみたい。第1期、第2期 IFEL の講習内容の詳細は明らかでないが、上述の『教育長等講習報告書』には各期 IFEL の講義題目及び講師が

記されている。¹⁸

それによれば、「指導者講習」の日程に記された科目のすべてが第1期、第2期 IFEL の講義題目と共通している。ただし、IFEL では、教育長講習、中等指導主事講習、初等指導主事講習等、講習別に数多くの講義題目が準備されている。また、それらには共通する題目や独自の題目が見られる。そして、「指導者講習」では、それら IFEL の各講習の講義題目の中からいくつかを選択して全体の科目が構成されている。このことから、IFEL における各講習を総合する形で「指導者講習」が実施されたことが分かる。

これらを総括すれば、「指導者講習」が、IFEL 受講者が講師となり、中央で学んだ戦後教育改革理論を各郡市の教育現場で中核となる教員に伝達するという目的を持って実施されたこと、また、講習内容は IFEL の各講習を総合したものであったこと。そして、ディスカッションの位置付けに見られるように、講習方法において IFEL のそれとの間にいくらかのズレを含みながらも、講習期間や講習全体の枠組みにおいては IFEL を模した形で実施されたこと等が指摘できる。

さらに、おそらく「指導者講習」の受講者は各郡市に戻り地域の教員に学んだ内容や方法をさらに伝達した¹⁹であろうことを考えると、長崎県においては IFEL から「指導者講習」、そして各郡市の教員へという、戦後教育改革理論を伝達する一連のシステムが存在したことが分かるのである。

2 長崎県における戦後教育改革と長崎軍政部教育官

(1) 長崎軍政部教育官の経歴

「指導者講習」の第1日目、開講式で長崎軍政部教育官マクラティが講演を行っている。戦後教育改革理論の伝達システムの中に地方軍政部がかかわる一場面である。

長崎軍政部は、第八軍軍政部（横浜）、第一軍団軍政部（京都）、九州地区軍政部（福岡）に連なる地方軍政部の一つである。1946（昭和21）年7月に設置され、1949（昭和24）年7月に名称を長崎民事部と変更した後、同年11月に廃止された。全国の都道府県

長崎軍政部教育官の在任期間及び前歴等²⁰

氏 名	在任期間	前 歴 等
ブラグナー	～'46.10	大尉 軍政部司令官兼任 ※第3代教育官
ニブロ Nibro.W	'46.10～'48.12	長崎軍政部初の文官教育官 ハイスクール教員（体育）
ルーチ Lucchi.A	'48.12～'49.4	アイオア大学教授（英文学）ハイスクール教員
マクラティ	'49.4～'49.6	小学校教員（カリキュラム専攻）日本語堪能
スタッグス	'49.6～'49.8	大尉 教育関係の実務経験なし
ヒューズ	'49.8～'49.11	ハイスクール教員（生物）

（不明な部分は空欄）

軍政部には教育課長（教育官）が置かれたが、長崎軍政部の歴代教育官は次表のとおりである。

ブラグナー以前の2名の教育官の氏名は不明であるが、長崎軍政部（民事部）には、計8名の教育官が赴任した。そのうち、文官の教育官は4名であった。

長く長崎軍政部教育官の通訳を務めた松岡安立が歴代教育官についての思いを記した教育雑誌記事²¹によれば、文官の教育官4名のうち、ニプロ及びルーチはハイスクール教員の経験があり、マクラティは小学校教員としての経験があると述べている。また、いずれも教育学に造詣が深いとしている。なお、スタッグスやヒューズについては民事部への改称及び廃止の渦中に在任した教育官であるためか、松岡は多くの言葉を残していない。

これら教育官のうちの多くは県内の教育関係者から信望を得ており、そこに占領政策の遂行者と被占領国民という関係は感じられない。

例えば、ニプロは「小・中学校をしばしば訪問して、新しい教育実践にとまどいがちな教員たちに人類普遍の立場から児童愛、教育愛を説いて鼓舞し、民主教育についての理論と実践の理解に努めた」²²と言われるように、日本側に占領政策の一環として教育改革を迫るといった態度ではなく、日本の教育現場に入り込みともに教育改革を目指すという姿勢を見せていた。当時、軍政部教育顧問であった真崎克巳は「（ニプロは）強引に押し付けるようなことはなく、大所高所に立ってセッションを与え（日本人）自らよりよく解決していくように指導した」と振り返っている。²³ また、ニプロは、赴任後間もなく、長崎県庁教育課の職員であった金子喜三市の夕食会に招かれた際に、日本舞踊を披露された返礼としてフォークダンスを教えたことをきっかけとし、長崎市内の教員の代表にダンスの指導を行ったこともあった。²⁴

ニプロと親交を深めた金子喜三市は後に第2期 IFEL を受講するとともに、「指導者講習」では講師を務めた。また、前職は中学校長であった軍政部顧問、真崎も「指導者講習」で特別講師を務めている。

このように、県教委発足直前まで教育官として赴任したニプロの親日的態度と行政手腕に接した長崎県の担当者たちが、後に長崎県における戦後教育改革理論の伝達に力を尽くすことになるのである。²⁵ ニプロは、長崎軍政部から北海道軍政部へ転出した後、任務を終えてアメリカに帰国するが、その後長崎県民に宛て次のような手紙を送っている。²⁶

拝啓 暫くでした。皆さんお元気ですか。（以上はローマ字で記述）

この前長崎でお別れしてからずい分永い月日が立つたように思われますが、私は幾度も幾度も皆さんのことを思い出しています。長崎で暮らしました時が私の生涯で一番幸せな記憶 となっています。

アメリカへ帰国して以来研究に仕事に旅行に極めて忙しく暮らしています。アメリカでの生活は極めて多忙です。

どうぞ長崎県民の皆様、独立国日本が幸福と繁栄のすばらしい再出発をされんことを衷心より希望いたします。

昭和廿七年五月十六日

Winfield P.Niblo

長崎県民の皆さんへ

このニブロからの手紙を翻訳し、教育雑誌に掲載した重藤市之丞もまた「指導者講習」の講師であった。

(2) 軍政部教育官の指導・助言の実際

ニブロに代表される長崎軍政部教育官の日本人教育者への態度は、他の都道府県の軍政部教育官、とりわけ軍人出身の教育官の中に、公衆の面前で日本人を罵倒した教育官（福井県）や市議会に乗り込んで議員を脅した教育官（京都府）、日本人教育者が言い訳をするとピストルで嚇かした教育官（石川県）などがいた²⁷ことに比べれば、その親和性が際だつ。

しかし、戦後教育改革理論の普及に際する地方軍政部教育官の影響を検討するには、このような日本人教育者との日常的な関係は基より、地方軍政部が本来持っている、占領政策の具体的な実施状況を見極め必要に応じて指導・助言を行うという任務を背景に、教育官が実際どのような指導・助言を行ったかについて検討する必要がある。

そこで、長崎軍政部教育官の教育現場の教員に対する指導・助言の内容を追ってみたい。

ルーチは長崎県川棚小学校での講演²⁸で、その前日に大雨が降り洪水の跡が見られたことに関連して彼の郷里でも洪水があったことを引き合いに出し、「数学の先生は早速土砂の量は何程か、という測量を中心にして数学の授業をやり、国語の先生は数学の学習で得たデータをもとにして市長や教育委員会や建築課に被害状況や復興依頼の報告書、依頼状の手紙を書くことを中心にして授業をすゝめ、歴史の先生は洪水の時エジプト時代はかうした、ローマ時代はどんな措置をとったかの授業を始めた（後略）」という内容で、第1期、第2期 IFEL 及び「指導者講習」の科目としても取り上げられたコア・カリキュラム²⁹的な授業について具体例に話し、その実践を勧めている。

また、長崎県今福町での講演では、「長崎県下の P.T.A のために」と題し、小学校入学前の家庭教育の重点や小中学校時代の家庭教育、高等学校の年齢の家庭教育カリキュラムとして、合計23項目の具体的留意事項を述べている。³⁰

さらに、ルーチの後任、マクラティは大津に転出するまでのわずか2ヶ月の在任では

あったが、学校訪問を実施する際には1日1校しか訪問しないと定めて指導・助言の時間を確保し、自らその学校の教員に实际的な指導をしたことが記されている。³¹

これらに共通することは、戦後教育改革の理論にとどまらず実践的な授業論、あるいは家庭や保護者としての在り方など、占領政策の実施状況を見極め必要に応じて指導・助言を行うという範疇を超えた、戦後教育改革理論とその方法論そのものを指導しているという点である。これは、軍人ではなく教育経験をもつ文官ならではの特徴と見ることができる。

では、教育経験のある者や生粋の軍人が混在する地方軍政部教育官に期待された本来的な役割とは、どのようなものであったのだろうか。

この点について、阿部は地方軍政部を統括する第八軍内に設置された軍政官研修学校の手による都道府県軍政部教育官への訓示規定を基に、地方軍政部教育官たちに期待された事項を導き出している。³² その内容は多岐に及ぶが、本論の論点と特にかかわる部分としては、「教育担当官自身あるいは部下により当該地域内の視察を行い教育事情に対する実態把握、情報の収集に努めることによって、上級軍政部から発せられた教育施策の施行状況を調査し、指令違反を確かめ、教育計画の諸局面の発展を促しかつ指導するために、協議会の開催、情報伝達手段の活用、講演会等を企画する。とくに、日本人校長、教員、都道府県教育行政官、父母との個人的、集团的な協議に格別の配慮を払う。」(下線は引用者)という一条が見いだせる。

しかしここに、上述したルーチやマクラティが行ったような教育実践そのものにかかわる指導までが規定されているとは言い難い。軍人出身の教育官が存在したことを考えればそこまで求めることは無理であろう。確かに、校長や教員、都道府県教育行政担当者との関係への配慮は求められており、それはニプロを含めた長崎軍政部教育官が示した親和的態度と結びつくが、それもむしろ彼らの人としての有り様が影響したものであろう。

長崎県において、軍政部教育官による実践的指導が行われたことは、彼ら自身の教育経験が成せるものである。地方軍政部の上に位置付く第一軍団軍政部や九州地区軍政部、あるいはCIEとは違い、日常的に地方教育行政担当者や学校、教員たちと接する立場にあり、教育現場の実際を目の当たりにしながら業務に当たるという環境が、教育者としての経験に基づき軍政部教育官としての実務に影響を与えたのである。

このことは、長崎軍政部教育官時代に教育実践について数多く語っていたルーチが、九州地区を統括する教育現場とは接点のない九州地区民事部教育官に転じた後、長崎県を視察した際に行った指導では、市町村教育委員会の設置や学校運営等、教育行政にかかわる内容について多く話し、授業法については「教授法の凋落(最近特に顕著である)が見られるが指導主事やIFEL修了者を活用して新教育の徹底を期すること」³³と一般的に指示するのみにとどまったことから了解できる。

さらに、何より注目すべきは、IFEL における教科教育法に関する講習は、第4期、東京教育大学における保健体育科教育（昭和24年度実施）を始めとし、数学科教育、社会科教育、理科教育等が実施される第7期、第8期の東京教育大学及び広島大学での講習（昭和26年度実施）が中心であり、上述のルーチやマクラティによる実践的指導がそれに先んじて行われていることである。

例えば、1951（昭和26）年11月5日から12月14日まで広島大学において実施された第7期 IFEL 社会科教育の研究集録には、社会科における地理教育の在り方や批判的思考、社会科教育の問題点、社会科と道徳の関連等について記されている。³⁴ ここには、ルーチやマクラティの時期に行われていた占領期当初の社会科からの軌道修正が見て取れ、とりわけルーチが川棚小学校で話したコア・カリキュラム的な発想とは異なっている。

戦後教育改革理論の普及は、占領期当初と日本の独立が間近に迫った時期とでは違った様相を見せるが³⁵、教科教育法に関する IFEL の講習が行われていない占領期当初においては、教育者としての経験をもつ軍政部教育官の実践的指導のもつ教育現場への影響力が特に大きかったと考えられる。

3 長崎県における戦後教育改革理論の普及

IFEL から「指導者講習」そして学校の教員へと連なる一連のシステムの存在は、占領期において戦後教育改革理論を長崎県に伝達することに一定の役割を果たしたと言えるであろう。しかし、理論は伝達できても、それを学校に普及するためには理論を具体的な教育場面に即した実践方法に置き換えて伝えなければ、一般の教員の理解は進まず結果として目的を達することは難しい。

しかも、「指導者講習」実施前に行われた第1期と第2期 IFEL では、教育長及び指導主事（あるいはその候補者）に対する、教育原理、児童心理、カリキュラム論、ガイダンス、教育評価等の戦後新教育理論の骨格とも言える講習が行われ、教科教育法に関する講習は実施されなかったため、「指導者講習」の講師となった県教委の指導主事らにとっては、IFEL で学んだことを教育現場に則し実践理論として伝えるにはかなりの困難を要したに違いない。

さらに、彼ら自身の実践経験の多くは敗戦を契機とした価値観の転換の中で、教員適格審査を経ることにより否定されていた。³⁶ 「指導者講習」で特別講師を務めた真崎は、敗戦後、中学校長、軍政部顧問、県教委指導主事の職に就くが、その人物像の一端を、戦後の民主的な言動と対比し「戦時中は上司の指令に従わねば、首が飛ぶのでやむなく踊らなければならなかった」と評される³⁷など、彼もまた他の多くの教員と同じように戦前・戦中の教育実践からの転換を経験した一人であった。

つまり、占領期、県教委の指導主事らは、戦後教育改革理論を自らの解釈に基づき伝えることはできても、それを具体的な方法論として学校の教員に提示するに足る実践経

験を持ち併せてはいなかったのである。戦後教育改革理論を普及する役割を担う指導主事も、その実践主体である学校の教員も、敗戦による教育の混乱と転換の渦中で教育改革に向き合うことになった点は同じであった。

戦後教育改革理論が実践面も含め「新教育」と呼ばれたこのころ、新しい「教育」のイメージを、自らの経験に基づき具体化できたのはニプロら教育経験をもつ長崎軍政部教育官だけであったのである。県教委の指導主事たちは軍政部教育官と親交を深めながら、彼ら自身、軍政部教育官の実践経験に学び、否定された自らのそれを補うことにより「指導者講習」の指導に当たったのではないか。

その文脈で考えれば、「指導者講習」の開講式に、小学校教員の実務経験をもつマクラティの特別講演が位置づけられたのは、この講習を企画した県教委の指導主事らが軍政部教育官という彼の役職を尊重し、ただ形式的に特別講演の講師を依頼したのではなく、マクラティの講演内容に実践的な指導をも期待していたことが推察できる。

戦後教育改革理論の教育現場への伝達だけならば、IFEL から発した一連のシステムを介して行うことは可能であるが、それを具体的な実践として県内各学校に普及させるためには軍政部教育官による実践的指導が必要だったのである。

おわりに

本論では、IFEL で語られた戦後教育改革理論を長崎県の教員に伝達した「指導者講習」の詳細及び、講習に当たった県教委指導主事と長崎軍政部教育官のかかわり、軍政部教育官の教育現場での指導・助言の実際等について検討した。その結果、講習期間や講習日程、講習方法等において第1期、第2期 IFEL を模した「長崎県版ミニ IFEL」とも言える「指導者講習」が行われたことを明らかにした。

また、その指導者であった県教委指導主事と軍政部教育官が非常に親和的な関係を保っていたこと、軍政部教育官が教育現場の教員に極めて実践的な助言を行っていたことなどについて明らかにし、占領期における戦後教育改革理論の普及には、地方軍政部教育官の教育者としての実践経験が大きな影響をもつことを指摘した。

長崎県に限らず、教育経験をもつ軍政部教育官が着任した都道府県であれば、本論で検討したように、戦後教育改革理論の普及に軍政部教育官が果たした役割が大きいと考えることは可能である。しかし、軍政部教育官個々の教育経験や地方教育行政担当者、教育現場の教員との心的交流の濃淡によって、戦後教育改革理論の実践化への方策や意欲、その速度には違いが生じることは十分に考えられる。そのため、個別具体的な検討をすることなく全体を概括することは避けるべきである。

ただし、いくつか例を挙げたような高圧的な態度を示す教育経験のない教育官が赴任した都道府県と、教育経験のある教育官が赴任した都道府県では、戦後教育改革理論の普及の様相に違いがあることは十分に考えられる。

つまり、戦後教育改革理論の普及について検討する際には、中央から地方へという視座に立つのではなく、軍政部教育官の動きを視野に入れ地方の立場から検討することが必要であり、それにより、都道府県ごとの個別の様相を踏まえた新たな戦後教育改革の普及の姿が見える可能性があると考えられるのである。

〔注〕

1. 受講者は、第4期（1949年度）までは、希望者の中から、人物考査、身体状況、学歴や実務の履歴及び全国統一の試験問題の結果等を踏まえ文部省が決定した。第5期（1950年度）以降は、都道府県教育委員会が推薦した者の中から主管大学の学長が決定した。いずれの場合も、文部省や主管大学が設定した各都道府県ごとの受講割り当て人数に、受講を許可される人数が満たない場合が見られるなど、教育現場に在る者にとって IFEL の受講は難関であった。IFEL の受講者選考の状況等については、高橋寛人『占領期教育指導者講習基本資料集成』すずさわ書店 1999年 参照。
2. IFEL 受講歴と地方教育行政機関における役職については、拙稿「占領期における戦後教育改革理論の地方への伝達～教育長等講習（IFEL）の実施と長崎県～」『飛梅論集』第8号 九州大学大学院教育学コース院生論文集 2008 参照。
3. 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房 P8 1983
4. 前掲 阿部『戦後地方教育制度成立過程の研究』P29
5. 前掲 阿部『戦後地方教育制度成立過程の研究』P33～38
阿部は「都道府県レベルの教育担当官の経歴を吟味するとき、教員出身といえども、その経験が比較的浅い若年者が少なくなく、一方、教育長、指導主事、校長等教育行政官としての豊富な経験を有する者もきわめて限られており、日本側教育行政当局との関係で指導的立場に立ち得る人材の不足と配置の均等はおおむねなかった。」と述べている。
6. IFEL 関連の研究に限っても、講習の全体像を明らかにした研究として、高橋寛人「CIE の戦後民主化政策における IFEL の機能と位地」1984、平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会（IFEL）の基礎的・調査研究」1995がある。また、高橋寛人は、前掲の『占領期教育指導者講習基本資料集成』1999で、IFEL 実施にかかわる文部省文書や研究集録の一部、受講者名簿等を集めた3分冊に及ぶ資料集を編んでいる。また、個別の講習内容を明らかにした研究には、三原和子・北村陽英「IFEL（教育指導者講習）における養護教育」奈良教育大学紀要2001 柴静子「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（Ⅷ）」広島大学大学院教育研究科紀要 2001 松宮哲夫「1950年代前半の数学科教育法研究の動向—IFEL（1951 広島）」1996 などがあるが、いずれも講習内容について明らかにしながら IFEL が「新教育」普及に果たした役割を肯定的に評価したものである。
7. 本論でも参照しているが、筆者は、前掲の拙稿「占領期における戦後教育改革理論の地方への伝達」で、長崎県における「新教育」普及策について検討した。
8. 長崎県教育委員会事務局調査室『教育調査資料第1集』P40～42 1949.7
9. 長崎日日新聞「教育長・指導主事の新教育講習会」1949.1.6
長崎日日新聞「期待されるワークショップ 長崎・東京で開幕」1950.8.12
また、長崎県教育委員会編『長崎県教育史（資料編）』1976 には、終戦直後の教育講習一覧として、35回の講習会が記されているが、そのほとんどが一般教員を対象としたものであった。
10. 詳細は、前掲 拙稿「占領期における戦後教育改革理論の地方への伝達～教育長等講習（IFEL）の実施と長崎県～」参照。
11. 前掲 長崎県教育委員会事務局調査室『教育調査資料第1集』P88～95
12. 前掲 長崎県教育委員会事務局調査室『教育調査資料第1集』P40～42

13. 高橋寛人『占領期教育指導者講習基本資料集成』すずさわ書店1999 所収。
14. 文部省『教育長等講習報告書』P42 1950 前掲 高橋『占領期教育指導者講習基本資料集成』所収。
15. 田中為市「ガイダンスについて（長期講習研究物として）」長崎県教育研修所編『教育新報4』P6 1949.10
16. 文部省『教育指導者講習小史』P18 1953
17. 前掲 文部省『教育長等講習報告書』P3. P41
18. 前掲 文部省『教育長等講習報告書』P45～49 講義題目及び講師一覧から。
19. 2003年7月に実施した桑田五郎氏（第7期 IFEL 受講者：広島県在住）へのインタビューによれば、「IFEL 後には、地域の代表教員に講習内容を伝達し、それを各学校で広めてもらうように依頼した。」とのことであった。詳細は、拙稿 修士論文「戦後経験主義教育と社会科」（九州大学：人環修第六〇四号）2004 参照。
20. 松岡安立「民事部教育官のプロフィール」長崎県教育委員会機関誌『教育長崎12』P44～48 1949.12
21. 前掲 松岡安立「民事部教育官のプロフィール」
22. 佐世保市教育委員会編『佐世保市教育委員会史』P15 1973
23. 真崎克治「ニプロ教育官について」長崎県教育委員会編『長崎県教育委員会三十周年記念誌』P59～60（阿部 前掲書による）。
24. Lane R.Eans 著 福多文子・梁取和絃 訳『長崎居留地の西洋人』長崎文献社 P238～240 2002
25. ニプロの他にも、ルーチやマクラティ について、前掲 松岡はその学識や親日的態度、教育者としての人柄について賞賛する言葉を記している。
26. 重藤市之丞「ニプロ氏よりの近況」長崎県教育研究所『研究時報7』P49 1952.7
27. 前掲 阿部『戦後地方教育制度成立過程の研究』には、日本人教育者を悩ませた地方軍政部教育官の事例が数多く紹介されている。阿部はその原因として①教育官が日本の校長らを教育の民主化を妨げている元凶と見なしていたこと②教育官と日本人教育者との間に円滑な意思疎通を欠く状況があったこと③教育官の個人的性格の問題 の三点を挙げている。
28. アルビン・ルーチ「教師の再教育について」長崎県教育研究所『教育新報1』P13～17 1949.1
29. 前掲 文部省『教育長等講習報告書』P45～49
30. アルビン・ルーチ「長崎県下の P.T.A のために」長崎県教育研究所『教育新報2』P13～17 1949.4
31. 前掲 松岡安立「民事部教育官のプロフィール」
32. 前掲 阿部『戦後地方教育制度成立過程の研究』P42～43
33. 本川友市「壱岐対馬教育状況視察に於けるルーチ教育官の指導事項」長崎県教育委員会『長崎教育13』P16～25 1950.9
34. 昭和26年度教育指導者講習会編『教育指導者講習研究集録社会科教育』（広島大学）1951
35. 2003年9月に実施した上田薫氏（昭和26年版小学校社会科学習指導要領の作成者）へのインタビューによれば、「昭和26年版の社会科学習指導要領は後に『経験主義教育の完成』と評されたが、その作成当時から日本の独立を見越した保守化の流れを背景とした新教育批判の中にあり、これが教育現場に定着することは難しいと感じていた。」とのことであった。詳細は、前掲 拙稿 修士論文「戦後経験主義教育と社会科」2004
36. 長崎県は、県知事による昭和21年7月5日付文書で「教職員適格審査についての規定等の告示」を行い、県内の国民学校、青年学校、中等学校及び各種学校の教職員、視学官の職にある三級の地方事務官、視学官の職にある市吏員のすべてに対し適格審査を実施することを周知している。長崎県教育委員会『長崎県教育史（資料編）』P128～129 1976
37. 「人物素描・真崎克治氏」長崎県教育委員会機関誌『長崎教育7』P33 1950.7